

# いじめ防止等対策の取り組みについて

都城工業高等専門学校

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	実施した。	令和4年度も12月～1月に全教職員（非常勤含む）に対して「いじめ防止等基本計画に係るセルフチェック」を行っており、いじめの定義についても確認している。セルフチェックの回答は学生課にて集約しているため、教職員それぞれの理解度を確認することができる。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的（2か月に1回）にいじめ事案（いじめの疑いを含む）の報告があるかを確認し、報告がある場合には委員会を開催した。	今年度も定期的に委員会を開催し、情報共有している。（12月末までに計5回を開催。）	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	都城工業高等専門学校いじめ防止等基本計画に係るセルフチェック	令和4年度も12月～1月に、全教職員（非常勤含む）に対して、いじめに関する研修を実施している。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	周知した。	学内に周知した。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	周知した。	策定し、学内に周知した。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	担任へ面談を実施して状況を確認し、必要に応じて報告するよう依頼した。	担任へ面談を実施して状況を確認し、必要に応じて報告するよう依頼した。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	定めている。	学内に周知した。役割について定めている。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	関係する教職員間で共有できている。	関係する教職員間で共有できている。	-
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	検証及び反映している。	令和3年度の取組は年度末の委員会で検証し、同時に策定した令和4年度の実施計画等に反映している。令和4年度の取組は今年度末の委員会において検証する。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	関係する教職員間で共有できている。	今年度はすでに3回のアンケートを実施しており、12月～1月に4回目のアンケートを実施している。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	関係する教職員間で共有できている。	委員会の構成員にスクールカウンセラーを含んでおり、情報も共有できている。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	1年生～3年生の学生に対しては、スクールカウンセラーからの講演や、SNSの利用に関する講習会などを実施している。	令和4年度は12月～1月にかけて全学生を対象にした「いじめに関する学生向け研修」を実施している。	令和4年12月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	6月に回答任意・無記名式で、学生対象にいじめ防止アンケートを実施して、その結果をまとめている。	令和4年度は12月～1月にかけて全学生を対象にした「いじめに関する学生向け研修」を実施している。	令和4年12月
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学校が設定したいじめ防止週間に合わせて、学生会が文化祭においてポスターコンテストを開催し、全クラスに啓発ポスター1部を作成してもらい、文化祭期間及び終了後は図書館に掲示している。	学校が設定したいじめ防止週間に合わせて、学生会が高専祭において川柳大会を開催し、その結果等をホームページに公開している。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	周知した。	本校ホームページにいじめ防止等基本計画を公表しており、取組についても随時記事を公開している。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	伝えている。	解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協体制を築いている。	評議員会への報告は行っていないが、学校いじめ委員会には外部の有識者が含まれており、連携・協体制を築いている。	外部評議会への報告は行っていないが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは適宜、外部機関の連携を行っており、協体制が築かれている。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	本校の危機管理体制を定めて対応している。	本校の危機管理体制を定めて対応している。	-